

# 第2章

## 計画の内容

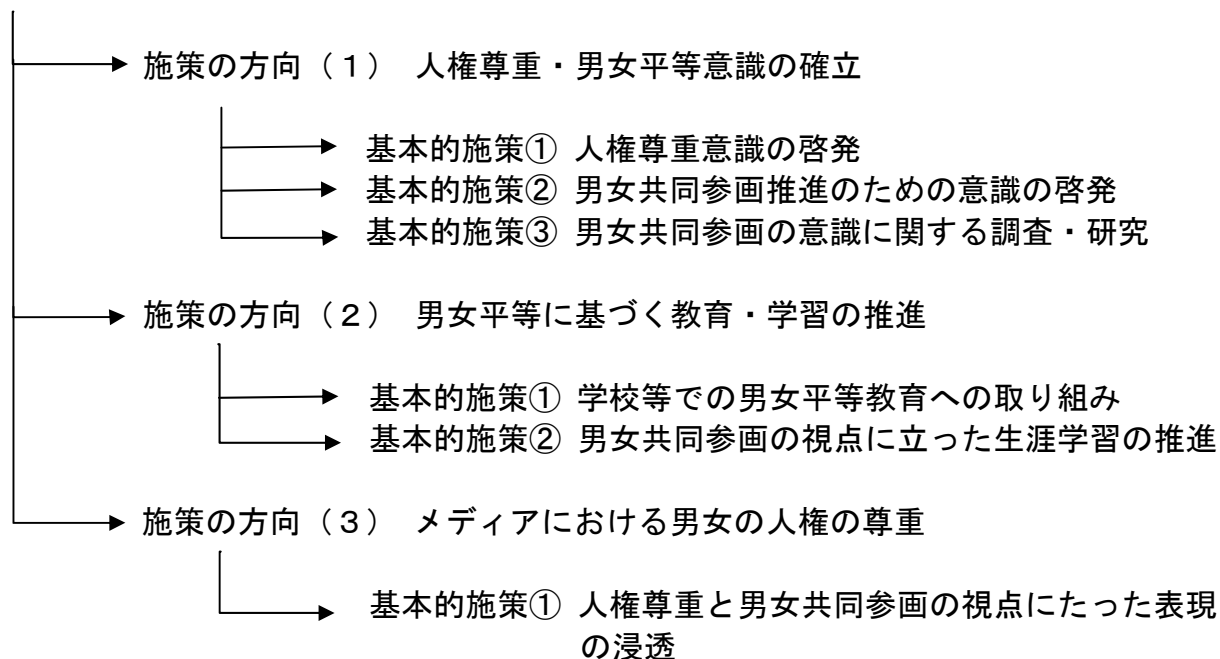
- 1 計画の体系
- 2 施策の内容
- 3 重点施策

<空白>

# 1 計画の体系

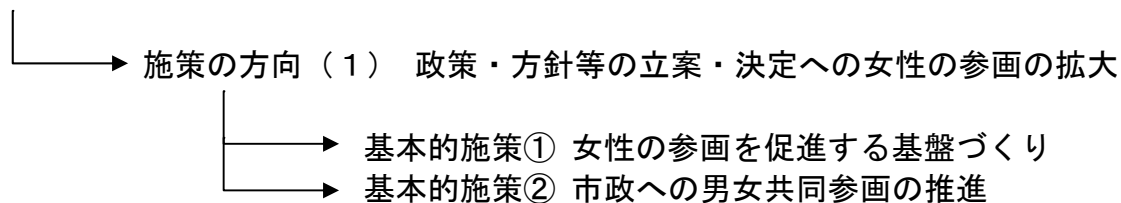
## 基本目標 1 男女共同参画社会を進める意識づくり

### 主要課題 1 男女の人権が尊重される意識づくり

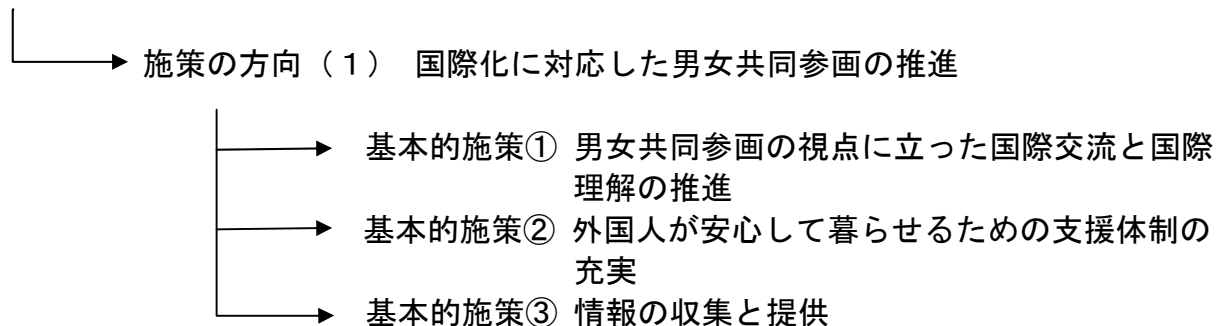


## 基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の実現

### 主要課題 2 政策・方針等の立案・決定への男女共同参画の実現

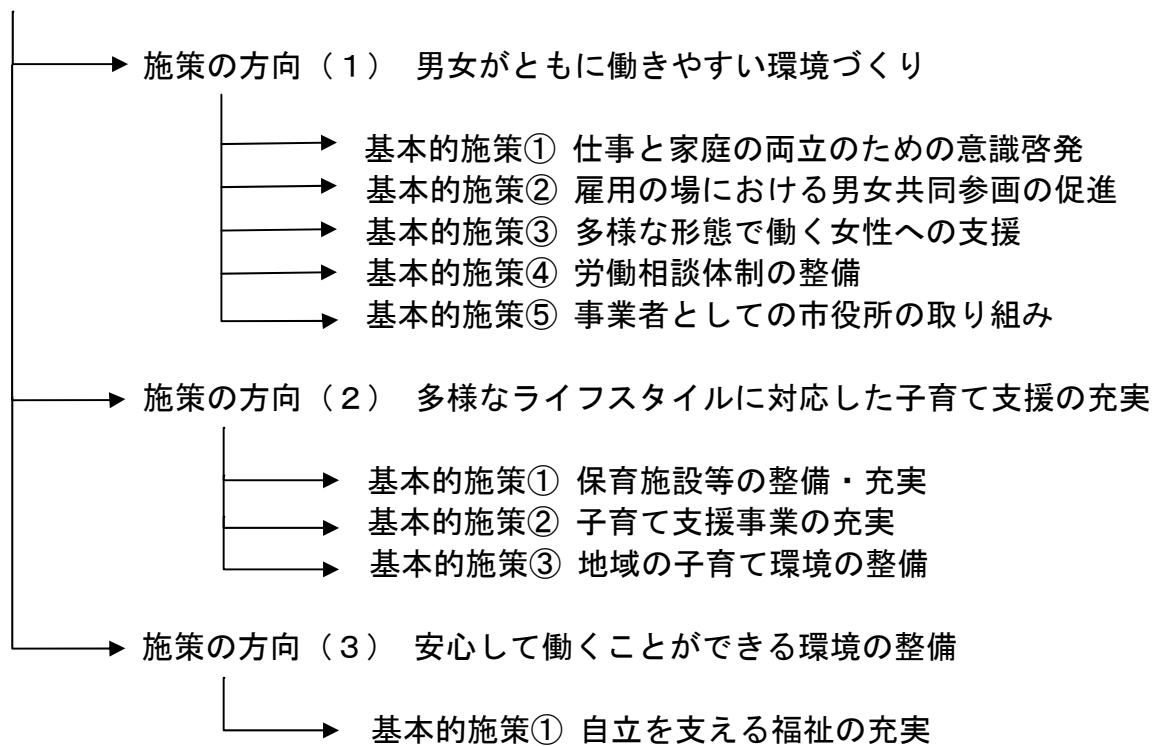


### 主要課題 3 国際社会の一員としての国際協調

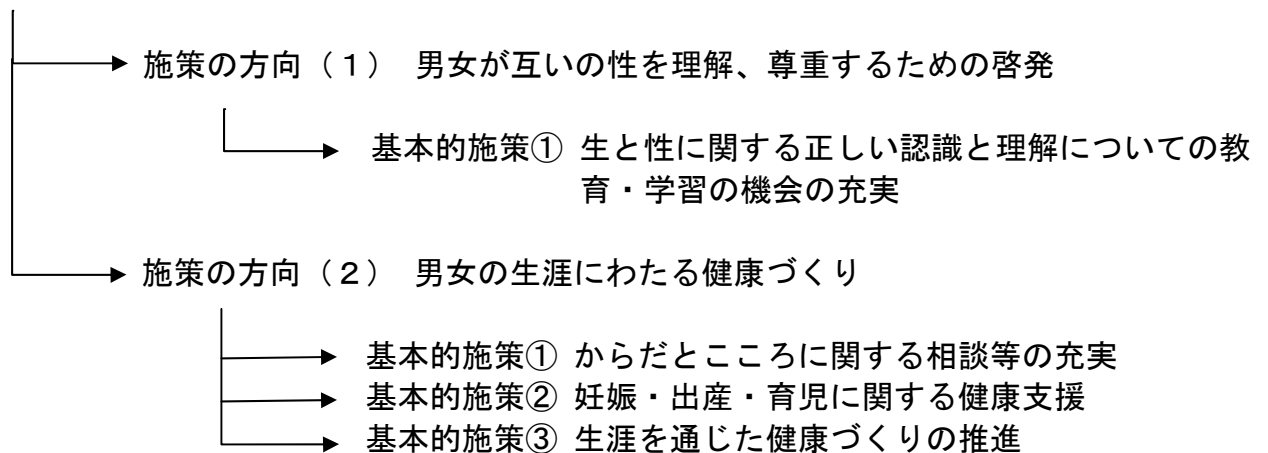


### 基本目標3 男女の自立を可能にする環境づくり

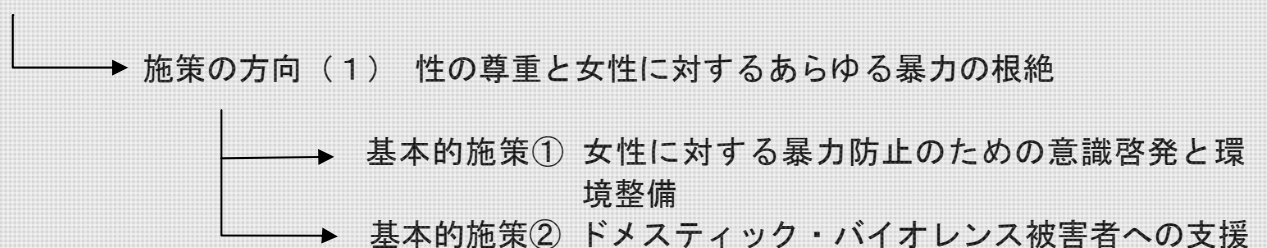
#### 主要課題4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり



#### 主要課題5 男女が互いの生と性を理解、尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができる権利の保障

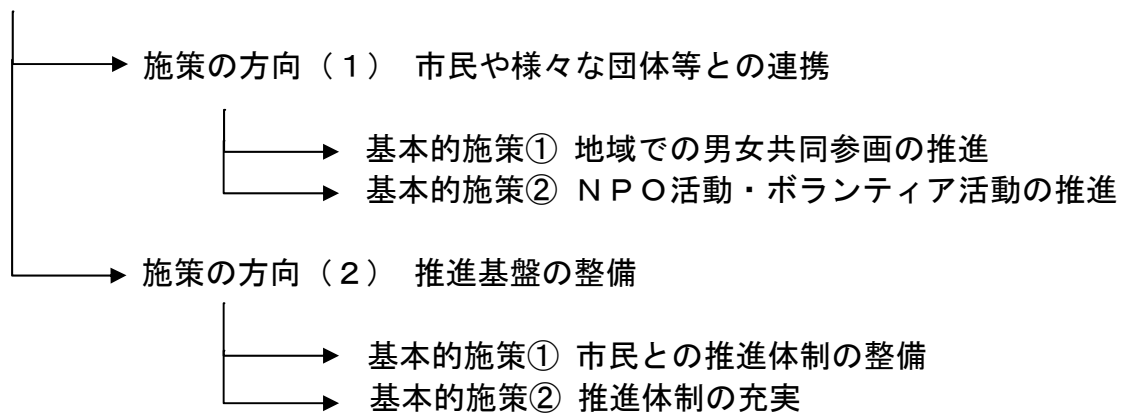


#### 主要課題6 女性に対する暴力のないまちづくり



※主要課題6は『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画』に位置づけています。

## 主要課題7 市民との協働による男女共同参画の推進



## 2 施策の内容

### 基本目標 1 男女共同参画社会を進める意識づくり

#### 【主要課題 1】男女の人権が尊重される意識づくり

個人の価値観やライフスタイルが多様化している現代、性別にとらわれることなく、ひとりの人間として、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。しかし、現実には、家庭・職場・地域等のあらゆる場面で、性別による固定的な役割分担意識（\*1）や様々な性差別が根強く残っています。2008年（平成20年）に実施された男女共同参画に関する市民意識調査では、32.8%しか男女共同参画社会の内容を知らないという結果が出たように、男女共同参画の意識も十分に浸透していません。

また、近年問題となっているのが、男性の自殺や過労死、うつ病等の精神疾患者の増加です。その背景には、男性が働き手であるという固定的な性別役割分担意識から、一家の経済的な責任を一手に背負っている現状があるようです。

このようなことから、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女の人権が尊重されるための意識改革が必要です。

#### \* 1 性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、個人の個性や能力に関係なく、性別によって役割を決めつけることを言います。この意識は、それが当然であると社会通念化することで、女性の社会進出を狭めたり、男性の家庭参画を妨げたりすることにつながっています。

## 施策の方向（１） 人権尊重・男女平等意識の確立

男女共同参画社会とは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の実現を目指すものであり、我が国日本が取り組まなければならない最重要課題です。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会基本法が施行され、私たちは男女共同参画という新たな概念をもち、誰もが性別にとらわれずに、人生の主人公になることができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがされてきました。しかし、性別による差別は、依然として男女共同参画社会の形成を阻害する重大な問題となっています。男女の人権が等しく守られるためには、固定的な性別役割分担意識の払拭をはじめとした、いっそうの啓発が必要とされています。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①人権尊重意識の啓発	1	男女の人権・平等意識を形成する取り組みを行います。	男女の人権・平等に関する意識の啓発を図るため、講演会やセミナー等を開催します。	公民館 交流センター 生涯学習課
②男女共同参画推進のための意識の啓発	2 (重点)	男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会等を提供します。	講演会やセミナー・研修会等を開催し、男女共同参画に関する意識の啓発を行います。	協働推進課
	3	「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」の浸透に努めます。	市の広報やホームページ、出前講座等において、計画を周知し、施策内容の浸透に努めます。	協働推進課
	4	富士見市男女共同参画推進条例をはじめ、男女共同参画推進に関する法律や制度を普及させます。	市の広報やホームページ、出前講座等において、男女共同参画の推進に関する法律や条例、制度を普及させます。	協働推進課
	5	市の多様な広報媒体を使って意識啓発を進めます。	市が発行している各種媒体等を通じて、広く市民に男女共同参画に関する意識啓発を進めます。	協働推進課 秘書広報課
	6 (重点)	男女共同参画に関する図書や資料等を整備します。	男女共同参画に関する図書や情報等を収集・整備し、市民へ提供します。	協働推進課 中央図書館 (生涯学習課)
	7	ホームページを活用した情報提供を充実させます。	市のホームページを活用して、積極的に男女共同参画に関する情報提供を充実させます。	協働推進課 秘書広報課
③男女共同参画の意識に関する調査・研究	8	男女共同参画に関して意識調査や実態調査をし、達成度の検証とフォローアップをします。	男女共同参画の施策に関する市民意識や進捗状況の調査と検証を行い、「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」の推進に反映させます。	協働推進課 政策財務課

指 標	現状 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
講演会・セミナー等参加者数累計	230名	250名
市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	21.8%	増加
市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	63.6%	増加

## 施策の方向（２） 男女平等に基づく教育・学習の推進

人間形成のうえで、性別にとらわれずに主体性を持って生きるためには、学校教育の役割が重要です。学校では、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等の全教育課程で、男女平等意識形成の視点に立ち、継続した実践を行うことが必要です。

また、生涯学習の推進にあたっては、男女共同参画の視点に立った運営が求められています。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①学校等での男女平等教育への取り組み	9	学校の出席簿などにおいて男女混合名簿（※1）を使用します。	全ての場面で男女別にした場合、男子が先で女子が後という順序になることが多く、女性は男性に次ぐものという意識を生んでしまう可能性があることから、適宜、男女混合名簿を使用します。	学校教育課
	10	児童生徒への男女平等による人権意識の高揚を図ります。	学校生活を通して、児童生徒が、性別による差別・偏見に気付き、男女平等意識を育むことができるよう指導を行います。	学校教育課
	11	学校で使用する児童生徒の関係書類等について、男女平等意識の形成の視点から作成します。	学校で使用する諸表簿等について、男女平等の視点で作成します。また、既存の関係書類についても、必要に応じて見直します。	学校教育課
	12	適切な男女平等教育を行うため、教職員へ研修機会を提供します。	児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識をもたせない、適切な教育が行えるよう、教職員に対して、研修機会を提供します。	学校教育課
	13	個性を生かした生活指導・進路指導を行います。	“ふれあい講演会”“はつらつ社会体験事業”等を通して、性別にとらわれない生き方、考え方の認識を深め、幅広い進路選択ができるよう指導を行います。	学校教育課
②男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	14	保育付や夜間の開催等、男女が共に参加できる事業の企画・運営に努めます。	生涯学習に関する事業を行う際は、保育を用意したり、開催時間帯の工夫をする等、幅広く男女が学びを享受できるよう努めます。	協働推進課 公民館 交流センター 生涯学習課

指 標	現 状 (平成 21 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
男女混合名簿を採用する学校の比率	100%	100%維持

### ※1 男女混合名簿

男女共学の学校で使用される、児童生徒を性別に関係なく、五十音順などに並べた名簿のことです。男女別の名簿の場合、男子が先、女子が後という順序になることが多く、女性は男性に次ぐもの、劣るものという考えを生む危険性があるとされています。このような理由などから、出席簿など、用途に応じて混合名簿が使用されています。



### 施策の方向（3） メディアにおける男女の人権の尊重

様々なメディアから発信される情報は、私たちの意識に大きな影響を及ぼしています。一部には、固定的な性別役割分担意識を助長するものや、過剰な暴力表現、性表現等も見受けられ、誤った社会像や女性像を抱かせていることが懸念されます。

また、近年インターネットや携帯電話を利用した犯罪や人権侵害行為が多発しており、このようなことから、情報の活用にあたって、確かな判断能力を身につけることが必要とされています。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①人権尊重と男女共同参画の視点にたった表現の浸透	15	男女共同参画の視点から、メディアの発信する情報を主体的に読み解く力を養えるよう啓発を図ります。	メディアに対して主体的な判断ができるよう、メディア・リテラシー（※1）に関する学習機会を提供します。	協働推進課

#### ※1 メディア・リテラシー

メディアからの情報を、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のことです。情報を創造し、発信する能力も含まれます。メディアにおいては、女性の性的側面のみが強調されたり、女性に対する暴力を無批判に取り扱ったり、性別役割分担を伝達するなどの問題が見受けられており、メディア・リテラシーの役割は大きいとされています。

指 標	現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
メディア・リテラシーに関する啓発	1 回	1 回以上

## 基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の実現

### 【主要課題 2】政策・方針等の立案・決定への男女共同参画の実現

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる意思決定過程に男女が平等な立場で参画することが重要です。しかし、女性の政策決定の場への参画は依然として少ない状況にあります。その背景には、女性が活動するに十分な意欲と能力がありながら、それを生かすための環境や条件が整っていないという現状があります。これは、女性の自己実現が達成されないだけでなく、社会にとっても大きな損失であり、男女共同参画の実現に向けた取り組みを行い、改善していく必要があります。

#### 施策の方向（1）政策・方針等の立案・決定への女性の参画の拡大

国は、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合を、少なくとも30%程度になるよう目標値を掲げています。富士見市では、審議会等市政に係わる機関の女性委員の割合は、国の目標値の30%を超えていますが、市役所では課長職以上の管理職における女性割合は、わずか3.2%にとどまっています。このことから、女性の能力向上を図り、女性の積極的な登用をさらに進め、調和のとれた政策・方針等の立案及び決定がなされるための取り組みが必要です。

また、特にこれまで男性中心に運営されてきた組織等においては、女性の積極的な登用についての理解と協力が必要になります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①女性の参画を促進する基盤づくり	16	市政に携わる女性の社会参画を進めるセミナー等を開催します。	審議会等の運営において、女性が政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、人材の育成を図ります。	協働推進課
	17	市民人材バンクの有効活用等、市政に携わる女性の人材を育成する幅広い活動を支援します。	「富士見市市民人材バンク」の運営の充実を図り、特に審議会等への女性の参画等、市政運営に参画できる女性の人材が育成されるよう、幅広い活動を支援します。	生涯学習課
②市政への男女共同参画の推進	18 (重点)	各種審議会等市政に係わる機関の女性委員の割合40%を目指します。	多様な人材の登用を進めるため、審議会等における委員の男女比は一方の性が60%を超えない範囲を目標に女性委員の割合を40%以上にすることを目指し、登用率の進捗を把握します。	協働推進課
	19	市役所の管理職への女性登用を進めます。	昇任試験制度において、女性が積極的に受験できるよう、環境整備を進めます。	職員課

指 標	現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
人材バンクにおける女性登録者の割合	44.7% 51/114 (名)	50%
各種審議会等における女性委員の割合	33.2%	40%
女性委員が含まれる審議会の割合	87.2% 34/39 (審議会)	100%
市役所の管理職 (課長級以上) の女性職員の割合	3.2% 2/63 (名)	10%

### 【主要課題3】国際社会の一員としての国際協調

国により政治、経済、社会、文化等の状況は異なっているにもかかわらず、男女の人権の確立は世界共通の課題であり、地域で共に暮らす多様な文化や価値観、生活習慣を持った外国人と交流を深めていくことが必要です。

また、私たちは国際社会の一員として国際的視野を持ち、平和や人権、地球環境等、人類共通の課題に取り組み、世界平和と繁栄に貢献していかなければなりません。

#### 施策の方向（1）国際化に対応した男女共同参画の推進

現在、富士見市には約1,700人の外国人が暮らしており、その内の1,000人が女性です。特に外国人女性は、言葉が不自由な中で出産や育児を行っている場合も多く、生活や健康面等における支援が必要です。

国際理解を深める学習機会の提供や、外国人にとっても住みやすく行動しやすい地域社会を形成し、すべての人の連携と協調による、うるおいのあるまちづくりが求められます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進	20	学校教育において、国際理解教育を推進します。	小・中学校へ英語指導助手を派遣し、児童生徒に対して、生きた外国語に触れる機会を提供するとともに、異文化への理解を深める教育を進めます。	学校教育課
	21	国際交流フォーラムを開催します。	国際友好協会をはじめ、地域のNPO団体等と連携し、市内や近隣に在住する外国人との交流の機会として国際交流フォーラムを開催します。	協働推進課 生涯学習課
②外国人が安心して暮らせるための支援体制の充実	22	外国籍児童生徒への日本語教育支援を行います。	日本語ボランティア指導員を派遣し、児童生徒が生活面において不自由しないよう、日本語指導を行います。	学校教育課
	23	外国人に対して、生活に関する情報提供や支援を行います。	地域のNPO団体と連携し、市のホームページにて6カ国語による外国人のための生活ガイドを提供します。また、国際友好協会と連携し、外国人に対する生活支援を行います。	協働推進課
	24	外国人のための相談窓口・情報提供を充実させます。	地域のNPO団体と連携し、市内に暮らす外国人の相談に対応するため、相談窓口の設置及び情報提供を充実させます。	市民相談室
③情報の収集と提供	25	男女共同参画に関する諸外国情報を積極的に収集し提供します。	男女共同参画の推進を、国際協調のもとで行うよう、国外の情報を広く収集し、提供します。	協働推進課
	26	全国会議・国際会議に関する情報を収集し、提供します。	国内外の男女共同参画推進に関する会議について幅広く情報を収集し、提供します。	協働推進課

## 基本目標3 男女の自立を可能にする環境づくり

### 【主要課題4】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

少子高齢化、急速な社会経済情勢の変化等、社会環境は大きく変わっており、家族形態・就労形態も多様化しています。

こうした社会状況のもとで、男女がともに、その能力と個性を発揮して経済的にも精神的にも自立した生活を営むには、社会的な支援が必要です。とりわけ、就業は人々の生活基盤を形成するものであり、男女が平等な就業機会をもち、均等な待遇を受ける状況を実現することが重要です。また、家族規模の縮小等により、家族の育児・介護の負担は今後ますます増大すると思われます。育児・介護に関わる勤労者が職業生活と家庭生活を両立できるような環境整備が必要です。

#### 施策の方向（1）男女がともに働きやすい環境づくり

育児休業をみると、男性の育児休業取得率は1.23%（2008年厚生労働省）と、2004年調査結果の0.56%から比較すると上昇傾向にはあるものの、引き続き低い数値にとどまっています。一方で、女性の年齢階層別労働力率は、富士見市でも出産・子育て期に大きく低下する「M字型曲線」（\*1）が顕著です。これは、出産・子育て等のために、女性が仕事か家庭かという選択を迫られている状況にあることを示しています。男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮していくためには、働きながら出産や子育て等ができる制度の整備のほか、男性が子育てや介護等の家庭での役割を積極的に担えるような学習機会の提供も必要です。

また、全国の15歳以上の労働力人口に占める女性の比率は2008年（平成20年）48.1%で、年々増加傾向にあります。しかし、2008年（平成20年）の全国の女性一般労働者の平均賃金は、男性の67.8%となっており、男女間には依然として、かなりの賃金格差がある状況です。女性労働者の能力発揮を促進するために、男女の労働者間の事実上の格差を解消し、実質的に男女均等な職場を目指す事業所の自主的かつポジティブ・アクション（積極的格差是正）（\*2）を進める等、働く場における均等な機会と待遇の確保を図り、男女がともに働きやすい職場環境の整備に向けた取り組みが必要です。

自営業や農業等の分野においても、男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた啓発活動等が求められます。

##### \*1 M字型曲線

女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表すと、30歳代前半を底とするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルを示しています。問題点の1つとして、育児が終了した後の再就職はパートタイム労働が多いということがあります。パートタイム労働者は低賃金で、社会保険なども保障されず、正社員に比べて不利な労働条件になっています。

##### \*2 ポジティブ・アクション（積極的格差是正）

社会的・構造的な差別によって不利益を受けている女性等に対し、例えば公的な方針決定機関や政党の選挙比例名簿で、男女が等しく一定割合以上になるよう割合を規定する等、実質的な機会均等を確保するための措置のことをいいます。あくまでも差別が解消するまでの暫定的で特別な措置です。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①仕事と家庭の 両立のための 意識啓発	27	ポジティブ・アクション（積極的格差是正）について広く理解を得るための周知に努めます。	男女の労働者間に生じる格差の積極的解消に向けた啓発及び情報提供に努めます。	協働推進課
	28	働く女性が、安心して子どもを産み・育てられるよう、母性保護と健康管理を支援します。	働く女性の母性保護と、健康な生活を支援するため、妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査受診券を発行します。また、母性健康管理指導事項連絡カードの利用をすすめていきます。	健康増進センター
	29	家庭を共に担う意識啓発を充実させます。	仕事と生活の調和のとれた働き方について、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための意識啓発を充実させます。	協働推進課
	30 (重点)	男性の家事・育児・介護等に関する学習機会の提供に努めます。	男性が家庭での役割を円滑に担うことができるよう、学習機会の提供に努めます。	協働推進課
	31	【再掲】保育付や夜間の開催等、男女が共に参加できる事業の企画・運営に努めます。	生涯学習に関する事業を行う際は、保育を用意したり、開催時間帯の工夫をする等、幅広く男女が学びを享受できるよう努めます。	協働推進課 公民館 交流センター 生涯学習課
	32	育児・介護休業法の普及を図り、男女ともに育児・介護休暇取得率が向上するよう啓発に努めます。	男女の労働者が、仕事と育児・介護を両立できるよう、労働者や事業主等に対して休業制度への理解を深める啓発に努めます。	協働推進課
②雇用の場における男女共同 参画の促進	33	男女共同参画の視点で、男女の育児・介護休暇取得率向上のための啓発等、就業環境の整備を進めます。	母性保護と男女の家庭参画を目的とした労働者の休暇取得率の向上のために、事業主等に対し、育児・介護休業等の制度の周知と活用の促進を進めます。	協働推進課 産業振興課
	34	改正男女雇用機会均等法、家内労働法（※1）、パートタイム労働法（※2）等の普及を図ります。	男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性労働者の就業能力の開発や向上を目的として、改正男女雇用機会均等法をはじめ、労働者の生活の安定に関する法律の普及を図ります。	産業振興課
	35	男女の差別的慣行の是正と就労環境等の改善について事業主等へ働きかけます。	湯茶の提供や、簡易な作業を女性の仕事と限定しない等、男女に関わらず、労働者の能力を最大限に発揮できるよう、就労環境の整備を事業主に働きかけます。	産業振興課

③多様な形態で働く女性への支援	36 (重点)	女性の職業能力開発及び女性起業家への支援に関する情報を収集・提供します。	女性の多様な働き方を支援するため、関係機関と連携して能力開発や起業に関する情報を積極的に収集し、提供します。	産業振興課
	37	家族の話し合いを基本とする家族経営協定(※3)の締結を促進し、農業等に従事する女性の地位向上を図ります。	農業を営む家族が、男女共同参画の意識をもっていきいきと働けるよう、就労条件など、農業経営に関する内容を明記した家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課
	38	女性就業相談事業を充実させます。	相談員を配置し、内職相談を中心に就業相談を行います。また、定期的に事業所の開拓を行い、提供する内容を充実させます。	産業振興課
④労働相談体制の整備	39	労働相談窓口を整備・充実させます。	長期化する経済不況を踏まえ、労働相談窓口を充実させます。	産業振興課
	40	国や県・他機関と連携し、就労情報の収集と提供を図ります。	国や県、近隣市町村等、関係機関から就労に関する情報収集を行い、提供します。	産業振興課
⑤事業者としての市役所の取り組み	41	男女の人権や平等意識を形成する職員の研修機会を提供します。	性別にとらわれることなく、個人の能力が最大限に発揮できるよう、人権について理解を促す職員研修の機会を提供します。	職員課
	42	男女の差別的慣行の是正と就労環境等の改善に努めます。	湯茶の提供や、庶務的作業等、女性に偏りがちな業務を見直し、性別に関わらず職員の能力を最大限に発揮できる職場環境の改善に努めます。	職員課
	43	ポジティブ・アクション(積極的格差是正)の取り組みを推進します。	性別によって生じる格差の積極的解消について意識啓発を行い、取り組みを推進します。	職員課
	44	意識啓発、環境整備等を行い、育児・介護休暇取得率の向上に努めます。	「富士見市特定事業主行動計画」に基づいて職員に対して育児・介護休業等についての制度を周知し、特に男性職員の休暇取得率の向上に努めます。	職員課
	45	男女が職業生活と家庭生活の両立が図れる就業環境の整備に関し、情報提供・啓発を進めます。	仕事と生活の調和のとれた働き方ができるよう、職員へワーク・ライフ・バランスに関する情報提供及び意識啓発を進めます。	職員課

#### ※1 家内労働法

工賃の最低額、安全、衛生、その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、労働者の生活を安定させることを目的としています。

#### ※2 パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

パート、アルバイト、嘱託、準社員など、この条件を満たす者すべてが該当します。日本の経済活動を支える働き方として、パートタイム労働力の比重が増すなかで、その労働条件の不明瞭な問題を解決し、短時間労働者が能力を有効に発揮できること、またその福祉の増進が図られることを目的としています。

### ※3 家族経営協定

農業を営む家族の話し合いによって、労働の形態や条件、報酬等、一定のルールを作ってその内容を文書化するものです。農家における女性労働は、大きな位置を占めているにもかかわらず、社会的・経済的に評価されにくく、家事労働と並んで女性の無報酬労働（アンペイドワーク）となっている場合が多くあり、この協定は、農家の経営を近代化する試みとして期待されています。

指 標	現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
家族経営協定締結戸数	17 戸	22 戸
男性職員の育児休業取得率	0%	10%



## 施策の方向（２） 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

本市における放課後児童クラブの入室児童数は、2001年（平成13年）の474人から2009年（平成21年）には752人と278人増加しており、共働き世帯が増加しています。

このようなことから、男女の職業生活と家庭生活の両立支援、また、子どもたちが健やかに生まれ育つための福祉・保健・医療・教育機関等と連携した子育て支援システムの構築等、より一層の次世代育成支援の推進が求められます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①保育施設等の整備・充実	46	保育施設（心身障害児施設含む）の整備・充実を図ります。	子どもを安心して預けられるよう、安全に配慮した保育施設の整備と保育内容の充実を図ります。	子育て支援課 みずほ学園
	47 (重点)	保育所入所待機児の解消を図ります。	計画的に施設整備等を行い、待機児の解消を図ります。	子育て支援課
	48	一時預かり事業の充実を図ります。	核家族化が進む中、保護者の様々なニーズに対応するため、一時預かりの充実を図ります。	子育て支援課
	49 (重点)	放課後児童クラブ（※1）の待機児童の解消を図ります。	計画的に施設整備等を行い、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課
②子育て支援事業の充実	50	ファミリーサポートセンター等の整備を進めます。	ファミリーサポートセンター（※2）の取り組みを始め、地域で支えあって豊かな子育てができる環境整備を進めます。	子育て支援課
	51	放課後児童クラブの開室時間延長等、運営内容の充実を図ります。	保護者が安心して働きに出られるよう、夏休み等、学校が長期休業中の期間だけの受け入れや、開室時間の延長等、保育ニーズに即した運営形態の検討を進めます。	子育て支援課
	52	児童の健全育成を支援する地域の拠点として、児童館の事業内容の充実を図ります。	児童の健全育成と子育て支援事業を展開する地域拠点として、事業内容の充実を図るとともに、館外事業を充実させることで市内全域での児童館機能を強化します。	子育て支援課
	53	子育てに関する情報提供や相談体制（常設）を充実させます。	子育て支援センター及び各保育所・保育園での相談体制を充実させます。また、パンフレットスタンドの活用等、情報の提供に努めます。	子育て支援課
	54 (新規)	不登校の児童生徒のための教室「あすなる」を中心に自立と登校を支援します。	不登校の児童生徒の心身の健全な発達を支援するため、「あすなる教室」を中心に、自立と登校の支援を行います。	教育相談研究室
	55 (新規)	発達障害の子どもを支援するため、専門家による特別支援教育相談を充実させます。	学習障害（LD）／注意欠損・多動性障害（ADHD）／高機能自閉症等の発達障害についての相談に対し、専門員を配置して教育相談を充実させます。	教育相談研究室

②子育て支援事業の充実	56 (新規)	子どもの養育上の悩みを持つ保護者に対して電話や面接での相談を行います。	近年、社会の急激な変化が、子どもたちの教育環境や意識に大きな影響をもたらしており、保護者の不安や悩みも複雑化・多様化していることから、不登校、いじめ、非行等の相談に対して適切な教育相談を行います。	教育相談研究室
	57 (新規)	子を産み・育てるための経済的支援を行います。	保護者の教育費に関する負担の軽減に努めるとともに、要保護・準要保護の児童生徒への援助費や就学時支度金の支給を行います。	学校教育課
			保護者の負担の軽減を図るため、私立幼稚園等の設置者と保護者に対する助成事業を推進します。	教育総務課
			妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	健康増進センター
			子どもたちの健やかな成長と、保護者の経済的負担を軽減するため、こども医療費の助成対象の拡大を推進します。	子育て支援課
障害のある児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、諸手当や医療費等の助成を行います。	障害福祉課			
③地域の子育て環境の整備	58	地域の子育てネットワークづくりを推進します。	関係機関や団体と連携し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に設置した「富士見市子育て支援ネットワーク」の充実と活動の活性化を図ります。	子育て支援課
			子育てネットワークに関する情報を提供します。	健康増進センター
	59	子育てボランティア等の育成・充実を図ります。	子育てボランティアの養成講座を開催し、市民参加を進めます。	子育て支援課
			母子保健推進員の活動の充実を図ります。	健康増進センター
	60	身近なところでの子どもの居場所づくりを地域とともに進めます。	地域サポーターと連携し、公共施設を利用した子どもの居場所づくり事業を進めます。	生涯学習課
61	妊産婦・子どもの安全に配慮した道路、公園、公共施設等、都市基盤整備を図ります。	妊産婦や子どもの安全に配慮した都市基盤整備に計画的に取り組みます。	道路交通課 障害福祉課 まちづくり推進課	
		関係機関と連携し、公共施設等における福祉環境の整備に努めます。	管財課	

※1 放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校1年生から4年生を対象に、放課後や土曜、夏休みなどの期間に、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る目的で設置されている施設です。

※2 ファミリーサポートセンター

平成14年10月1日に活動を開始した、子育てへの支援が必要な市民と、その手助けができる市民とが会員となって、子育てを支えあう組織です。

指 標	現状 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
通常保育事業実施施設数〔目標事業量〕	12か所 1,095人	14か所 1,245人
ファミリーサポートセンターの会員合計数	547人	700人

### 施策の方向（３） 安心して働くことができる環境の整備

本市における65歳以上の高齢者の割合は、2008年（平成20年）の総人口104,139人中19,472人で18.7%であり、これは2002年（平成14年）の102,881人中13,114人の12.7%と比較して年々増加の傾向にあります。

2008年（平成20年）11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査から、主に自分が介護を担っていると回答した割合は、男性0.8%、女性30%と、主な介護の担い手が女性に多いことがわかりました。（ほかの回答として、自分と配偶者が同じくらい、家族等があり）

一方、障害者の状況をみると、身体障害者手帳所持者は、2001年（平成13年）の2,188人から2008年（平成20年）には2,672人へと484人の増加となっています。また、療育手帳所持者は378人から482人へ、精神障害者保険福祉手帳所持者は69人から291人へとそれぞれ増加しています。

高齢者、障害者等の介護を必要とする人やその家族が、仕事と家庭生活を両立することができるよう、関連する計画に基づいた支援が必要とされています。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①自立を支える福祉の充実	62	高齢者施設の整備、充実を図ります。	入所申込者の施設ニーズを的確に把握し、必要となる特別養護老人ホームなど的高齢者施設の整備・充実を図ります。	高齢者福祉課
	63	在宅介護を支える介護サービス、高齢者福祉サービスの充実に努めます。	地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、包括的・継続的支援をし、在宅での生活を支えます。	高齢者福祉課
	64	高齢者を地域で支え合う仕組みを構築します。	高齢者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関とのネットワーク（※1）を構築し、連携を図ります。	高齢者福祉課
	65 (重点)	福祉等に関する相談体制を充実させます。	高齢者や障害者の介護を必要とする家族や子育て中の保護者からの相談等、福祉に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	高齢者福祉課 子育て支援課 障害福祉課 福祉課
	66	ひとり親家庭への自立支援を充実させます。	ひとり親家庭に対し、就労支援等の自立支援をはじめ、生活全般に関する支援を充実させます。	子育て支援課
	67	障害者の社会参加と自立への支援を充実させます。	自立支援介護給付事業、地域生活支援事業、生活サポート事業、手話通訳者派遣事業など、障害者の生活基盤を支えるための諸施策の充実をめざします。	障害福祉課

#### ※1 ネットワーク

各地域の町会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア団体が連携し、援助が必要な高齢者を早期に発見できるようにするためのネットワークです。また、民生委員児童委員と連携・協力し、相談と必要な対応を早急に進めます。

**【主要課題5】男女が互いの生と性を理解、尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができる権利の保障**

男女がそれぞれの身体の特徴を理解し合い、健康に安心して暮らせることは、男女共同参画社会の形成にあたって非常に大切なことです。特に、女性は、妊娠、出産という特有の機能をもっているために、男性とは異なる心身の負担があります。そのため、女性が自己決定権をもつことができるよう啓発や学習機会を提供することが求められます。

また、性交渉に対する安易な意識も強くなっており、それに伴う人工中絶や性感染症等のリスクが軽視されがちです。男女共に、正しい情報を入手し、自ら判断して健康な生活を営めるよう、情報提供や事業の取り組みが必要とされています。

**施策の方向（1）男女が互いの性を理解、尊重するための啓発**

近年、インターネット（電子媒体）の普及により、性を商品化した情報が巷に氾濫し、それが簡単に利用されている現状があります。これには、偏った性の捉え方を助長したり、生命や体を軽視することに繋がる重大な問題があります。

男女が正しく互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について決定することができるよう、妊娠・性感染症等に関する正確な知識を得るための情報や学習機会の充実を図ることが必要です。

また、次世代を担う未成年者の心身の健全な育成を図るため、性教育や薬物乱用防止等の啓発及び学習機会の提供に努めることが求められます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	68	男女平等の意識に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性教育の充実に取り組みます。	児童生徒の発達段階に即し、性に関する科学的知識を理解させ、男女の性に関する内容を正しく認識させるとともに、健全な異性観をもち、男女が尊重し合い、互いに自他の存在を大切にす望ましい行動がとれるよう、「体育（保健体育）」、「家庭（技術・家庭）」、「道徳」及び「特別活動」などを通じて指導します。	学校教育課
			小・中学校の各学級において、関係機関で作成される、性とジェンダーに関する資料の活用を図ります。	学校教育課
	69	学校教育における性とジェンダー（*1）に関する児童生徒用のパンフレットを作成し、その活用を図ります。	児童生徒に対して、性とジェンダーに関する資料を作成し、配布します。	協働推進課
			70	薬物乱用を防止するための対策を充実させるとともに、エイズや性感染症への正しい知識の普及に努めます。
	市民の健全な生活を守るために、薬物乱用防止に向けた取り組みを行うとともに、エイズや性感染症の正しい知識の普及に努めます。	生涯学習課		

①生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	71	環境ホルモン等の影響を配慮し、母性・父性機能を守る環境の保全に努めます。	健康にかかわる被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全のために、ダイオキシン類発生の防止と啓発に努めます。	環境課
	72	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（*2）の理念の浸透を図ります。	妊娠や出産について自己決定する女性の権利について、セミナーや広報紙などにより、その理念の浸透を図ります。	協働推進課 健康増進センター
	73	青少年の健全育成に関する法律・条例等の周知を図ります。	青少年の健全育成を推進するため、埼玉県青少年健全育成条例等の周知を図ります。	生涯学習課
	74	性犯罪を防止する環境整備を市民とともに進めます。	性犯罪を未然に防ぐ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに、110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	生涯学習課

\* 1 ジェンダー

人間の生まれながらの生物学的性別（セックス）に対して、社会通念や習慣の中で、社会によって作り上げられた男性、女性の別（社会的性別）を指します。つまり、男と女という生物学的な違いから必然的に生じるのではなく、社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に形成されるものです。時代や地域などによっても、形成のされ方は異なります。

\* 2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを目指すことをリプロダクティブ・ヘルスといい、これを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議において、

- (1) 女性自らが妊孕性（にんようせい；妊娠する能力）を調節できること
- (2) すべての女性において安全な妊娠と出産が享受できること
- (3) すべての新生児が健全な小児期を享受できること
- (4) 性感染症の恐れなしに性的関係が持てること

の4つを基本とした概念が提唱されました。この権利の獲得は、安心して産める社会・産みたい社会を作るためのものであり、当事者である女性自らが自己決定する権利を中心課題としています。

## 施策の方向（２） 男女の生涯にわたる健康づくり

子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通じて人権が尊重され、健康で安心して暮らせることは、憲法に保障された基本的人権であり、多様な価値観や生活様式を認め合う男女共同参画社会にとって必須の条件です。

それぞれの年代に応じて健康でいきいき暮らしていくために、生活習慣病等の予防に関する情報提供や学習機会の充実、健康診査受診率の向上、スポーツ・行事等を通じた生きがいづくり等、市民の健康保持と健康増進に向けて、保健・医療・福祉が一体となった健康づくりが必要です。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①からだところに関する相談等の充実	75	思春期のからだ性と、不妊や更年期障害等、年代に応じた健康に関する相談窓口の充実を図ります。	各年代に応じた健康増進と健康管理が行われるよう、相談窓口の充実を図ります。	健康増進センター
	76	女性相談を定期的実施し、女性としての様々な悩み事に対応します。	専門カウンセラーを配置し、女性のからだと心に関する相談を行います。	市民相談室
②妊娠・出産・育児に関する健康支援	77	妊娠・出産に関する保健対策を充実させます。	妊婦体操や乳房ケア等、妊産婦の健康づくりに対する取り組みを充実させます。	健康増進センター
	78	妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処できる相談・支援体制を充実させます。	妊産婦の心身の健康維持のため、出産に関する相談や、妊婦健康診査の拡充を図ります。	健康増進センター
	79	男女共同の子育てを支援するため、両親学級を充実させます。	両親学級を開催し、特に父親への子育てに対する啓発及び支援を行い、男女共同の子育てを推進します。	健康増進センター
③生涯を通じた健康づくりの推進	80	休日・夜間診療所の整備をはじめ、地域医療体制の充実を図ります。	緊急時における市民の健康を守るため、休日・夜間診療及び小児時間外救急診療所の整備等、地域医療体制の充実を図ります。	健康増進センター
	81	主体的・継続的な健康づくりを目指し、あらゆる健康レベルに応じた生活習慣病等疾病の予防と介護予防に関する啓発・学習機会を提供します。	生活習慣病の予防をはじめライフステージに応じた主体的・継続的な健康の維持・増進を図るため、学習機会の提供等普及啓発を進めます。	健康増進センター
	82	健康診査、各種がん検診の内容の充実と受診率の向上に取り組めます。	がんの早期発見・早期治療のために、制度の普及と検診内容の充実を図り、受診率の向上に取り組めます。	健康増進センター
	83	心身の健康・生きがいづくり（スポーツ行事や講座等の開催）を推進します。	女性も男性も、同様に健康で生きがいをもって暮らせる地域社会を目指し、健康増進のための事業を推進します。	生涯学習課

指 標	現 状 (平成 21 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 11.4% 子宮がん 12.1%	乳がん 20% 子宮がん 20%



## <配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画>

### 【主要課題6】女性に対する暴力のないまちづくり

男女共同参画社会の形成のためには、男女がともに互いの人権を尊重し合うことが重要です。特に、ドメスティック・バイオレンス(\*1)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害ですが、社会の理解がまだ不十分なために、家庭内の問題として見過ごされやすく、被害が潜在化することが多くなっており、その根絶に向けてたゆまぬ努力が求められます。

また、セクシュアル・ハラスメント(\*2)は、職場のほか、学校や地域団体等の生活の様々な場面で起こりうる問題です。

ドメスティック・バイオレンスをはじめ、ストーカー、デートDV(\*3)等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、被害の防止や被害者支援等を積極的に進めることが必要です。

#### \*1 ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人などの親密な関係にある男女間で起こる、身体的・精神的・経済的・性的暴力の総称です。男女間の経済力や社会的地位等の社会構造による格差を反映して、被害者のほとんどは女性です。これまで、こうした家庭内の問題には介入すべきではないという風潮があり、被害が潜在化する傾向が強くありましたが、近年、法の整備等によって次第に人権侵害として認知されるようになりました。

#### \*2 セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」の意味で、略して「セクハラ」と言われています。相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。男性に対する性的いやがらせも同様です。セクハラは労働者の働く権利を侵害する行為です。また、雇用の現場以外でもキャンパス・セクハラなどもあり、セクハラは人権侵害そのものと言えます。

#### \*3 デートDV

中高校生や大学生など若者の恋人間で起こる、ドメスティック・バイオレンスと同様の男女間の暴力です。親世代やメディアなどの男女のあり方から、女性を軽視した見方・考え方を学んでしまい、相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せずに、自分の考えや価値観を押しつけたりする「力と支配の関係」が根底になっています。

## 施策の方向（１） 性の尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

2001年（平成13年）10月に『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称DV防止法）』が施行されました。このことにより、配偶者間の暴力も犯罪となりうる行為であることが明記され、国と自治体が配偶者からの暴力防止や被害者の保護・自立を支援する責務を有することが定められました。

また、2004年（平成16年）には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県による基本計画の策定義務、配偶者暴力相談支援センターによる被害者の自立支援内容の明確化など改正が行われました。

2007年（平成19年）、さらにその法律の一部が改正され、配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とする等、配偶者の暴力に対する市町村の取り組みの強化が求められており、本市においても、被害者の相談・支援体制を一層充実させていくことが求められます。

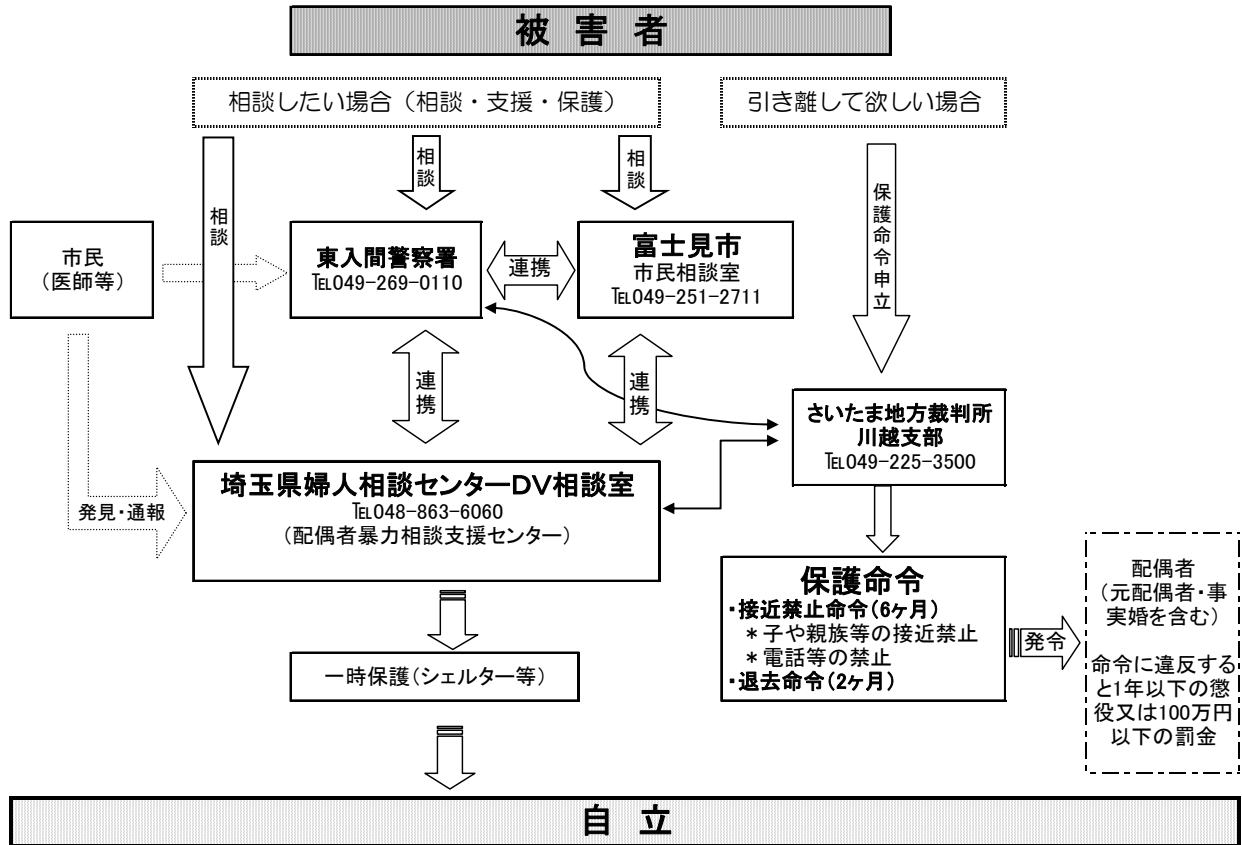
女性へのあらゆる暴力の根絶のために、被害の防止や被害者支援等を積極的に進めるとともに、関係者の意識を高め、女性に対する暴力を許さない社会風土をつくり上げる必要があります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①女性に対する暴力防止のための意識啓発と環境整備	84	女性へのあらゆる暴力(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートDVを含む)の根絶をめざす啓発活動を進めます。	女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されるものではないという認識を広めるために講演会・講座の開催や広報誌・ホームページ掲載等の啓発活動を推進します。	学校教育課 協働推進課 生涯学習課
	85 (新規)	女性の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策に努めます。	東入間警察署や東入間防犯・暴力排除推進協議会の協力による防犯啓発看板の設置やリーフレットの配布などの啓発活動に加え、防犯活動者への講習会を実施し、市民協働による地域防犯パトロールの支援・推進に努めます。	安心安全課
	86	防犯灯の設置及び維持管理に努めます。	女性に対する暴力の防止策として、防犯灯の設置と維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。	道路交通課
②ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	87	ドメスティック・バイオレンスに関する法律制度や相談窓口等、情報の周知を図ります。	DV防止法をはじめ、相談窓口の情報提供や被害者の保護及び自立支援に関する情報の周知に努めます。	市民相談室
	88 (重点)	ドメスティック・バイオレンスの被害者に対して、関係機関との連携を図り、円滑な支援に努めます。	ドメスティック・バイオレンスの被害者の安全確保や早急な対応を図るため、関係各課で構成する「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、一体的な支援ができる体制の強化に努めます。また、被害者の自立支援及び児童虐待・高齢者虐待に対する支援体制の充実と関連する法律制度の適切な運用を図ります。	総務課 市民相談室 市民課 保険年金課 福祉課 障害福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課 健康増進センター 学校教育課 建築指導課

②ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	89	生活面や精神面における相談体制の充実を図ります。	被害者の相談に対応するため、女性相談等の専門相談体制の充実を図るとともに、被害者の状況に応じた情報提供及び適切な対処とアドバイスに努めます。	市民相談室
------------------------	----	--------------------------	--	-------

指 標	現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
女性に対する暴力防止に関する啓発	1 回	1 回以上
防犯灯の数	5,800 基	6,100 基

# 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート



富士見市担当課		配偶者暴力相談支援センター (埼玉県婦人相談センター)	学校・保育所等 ・保育、就学の安全対策 ・学習支援
・被害者の自立支援のための情報提供 ・相談、専門機関の情報提供 ・一時保護等の安全確保に対する支援 ・関係機関との連絡調整	市民相談室		
・住民基本台帳事務等における支援措置の実施 ・被害者の安全確保のための個人情報の保持	市民課 総務課 関係部署	<b>東入間警察署</b> ・暴力の抑止 ・被害者の保護 ・被害発生防止のために必要な措置や援助	
・国民健康保険等の加入支援	保険年金課		<b>市民（医師等）</b> ・発見した者による通報の努力義務 ・医師等は通報できる
・生活保護の対応等の自立支援	福祉課	<b>民間支援団体</b> ・相談、一時保護	
・母子の安全確保のための支援 ・児童虐待等、子どもの安全確保に対する支援と心のケア ・障害者支援 ・被害者の心のケア	障害福祉課		<b>児童相談所</b> ・子どもの安全対策
・子育て支援のための手当の支給 ・保育所、学童保育入所に関する支援	子育て支援課	<b>健康増進センター</b> ・乳幼児健診、予防接種等における相談	
・高齢者虐待等、高齢者の安全確保に対する支援	高齢者福祉課		・県営住宅一時使用制度における住宅確保に関わる支援
・児童生徒の就学に関する支援	学校教育課		
・乳幼児健診、予防接種等における相談	健康増進センター		
・県営住宅一時使用制度における住宅確保に関わる支援	建築指導課		

## 【主要課題7】市民との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた推進基盤の整備の1つとして、『富士見市男女共同参画推進条例』が制定されました。条例に盛り込まれているとおり、男女共同参画社会の実現は、市・市民・事業者・教育に携わる者のすべての力が発揮されなくてはなし得ません。特に、人々の意識変革や社会慣行の是正等、個人や家庭、地域生活等に深く関わっていることから、市民との協働が極めて重要です。

総合的、効果的な推進を図るために、それぞれの立場からの積極的な取り組みが求められます。

### 施策の方向（1）市民や様々な団体等との連携

地域における課題は、多様化・複雑化しており、身近な生活上の課題に対して、市民等の協力が必要不可欠となっています。男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、地域活動団体等への支援や情報提供などを行う必要があります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①地域での男女共同参画の推進	90 (新規)	女性の防災・防犯活動への参画を支援します。	女性の自主防災・防犯活動への参画を支援します。男女がそれぞれの視点での防災・防犯活動の取り組みが図られるよう推進体制の整備に努めます。	安心安全課
	91 (新規)	【再掲】女性の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策に努めます。	東入間警察署や東入間防犯・暴力排除推進協議会の協力による防犯啓発看板の設置やリーフレットの配布などの啓発活動に加え、防犯活動者への講習会を実施し、市民協働による地域防犯パトロールの支援・推進に努めます。	安心安全課
	92 (新規)	環境分野における地域課題に対して、男女がともに活動に参画できるよう支援します。	より豊かなまちづくりを目指して、地域の環境に関する課題に対し、男女共同による参画を推進・支援します。	環境課
②NPO活動・ボランティア活動の推進	93	地域で活動するNPO・団体・グループ等のネットワークづくりを進めます。	より豊かなまちづくりを目指して、市民の自治意識を高め、多様な地域活動への男女共同参画を推進します。	協働推進課

## 施策の方向（２） 推進基盤の整備

市民参加・協働による推進体制を確立すると共に、既存の公共施設を活用した活動拠点の整備など総合的な推進基盤の整備が求められます。

また、あらゆる行政施策が男女共同参画の視点にたって行われる必要があります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	内 容	担当課
①市民との推進体制の整備	94	「富士見市男女共同参画プラン(第3次)」を策定し、計画を推進します。	富士見市の総合計画や他の関係する計画との整合性を図りながら、計画を策定し、施策を推進します。	協働推進課
	95	男女共同参画宣言都市を目指し、意識の醸成を図ります。	男女共同参画宣言都市を目指し、広く男女共同参画の意識が浸透するよう、セミナーや研修等を開催し、その啓発に努めます。	協働推進課
	96	市の施設を活用し、男女共同参画を推進する活動拠点を整備します。	市の既存施設を活用した、男女共同参画を推進するための活動拠点設置の検討を進めます。	協働推進課
	97	【再掲】性犯罪を防止する環境整備を市民とともに進めます。	性犯罪を未然に防ぐ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに、110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	生涯学習課
②推進体制の充実	98	富士見市男女共同参画推進庁内連絡会議の充実を図ります。	庁内の横断的な男女共同参画の推進を行うため、庁内連絡会議の充実を図ります。	協働推進課
	99 (新規)	男女共同参画社会確立協議会の充実を図ります。	広い視野をもって地域の男女共同参画を推進するため、市民、学識経験者、行政関係者等で構成される協議会の運営を充実させます。	協働推進課
	100	男女共同参画の推進に関する年次報告を公表します。	毎年関係各課に進捗状況調査を実施し、富士見市男女共同参画社会確立協議会及び富士見市男女共同参画推進庁内連絡会議において進捗状況の検証を行い、その内容を公表します。	協働推進課
	101	国・県・市町村との連携・協力を進めます。	国や県、近隣市町村等の関係機関からの情報収集に努め、相互に協力し、連携を強化します。	協働推進課
	102	女性相談窓口の充実を図ります。	専門カウンセラーを配置し、複雑・多様化する女性の相談内容に対応します。	市民相談室

指 標	現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
町会長における女性の割合	1.8% 1/56 (名)	5%

### 3 【重点施策】この計画で、特に重点的に取り組む8つの施策

計画を推進するにあたり、本市における男女共同参画の課題を解決するために、基本目標ごとに重点施策を定め、積極的に取り組んでいくものです。

※（ ）のNo.は、具体的取り組みの番号を示しています。

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

##### ① 男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会等を提供します。 (No. 2) …担当課 協働推進課

本市においては、これまでも、性別にとらわれない多様な生き方を認め合える社会の実現を目指した意識啓発を行ってまいりましたが、性別による固定的な役割り分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差を生じさせるなど、依然として大きな課題を抱えています。

男女共同参画社会の実現のためには、より一層、講演会やセミナー等の機会を設け、性別による固定的な役割り分担意識の払拭に関する啓発を進めることが重要です。

##### ② 男女共同参画に関する図書や資料等を整備します。(No. 6) …担当課 協働推進課・中央図書館（生涯学習課）

本市における男女共同参画推進への理解を進めるためには、男女共同参画に関する図書や資料を整備し、市民へ情報を広く発信することが重要です。

#### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の実現

##### ③ 各種審議会等市政に係わる機関の女性委員の割合 40%を目指します。(No. 18) …担当課 協働推進課

性別にとらわれない多様な生き方を認め合える豊かなまちづくりのためには、市政に係わる審議会等の機関において、男女のバランスのよい参画が必要です。様々な分野における女性のチャレンジを支援し、各種審議会等、市政に係わる機関の女性委員の割合の向上への取り組みが重要です。

#### 基本目標Ⅲ 男女の自立を可能にする環境づくり

##### ④ 男性の家事・育児・介護等に関する学習機会の提供に努めます。(No. 30) …担当課 協働推進課

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の浸透により、近年、性別に係わらず家事・育児・介護等を担う意識が高まりつつあります。しかし、これまで経験の少なかった男性が、その役割りを担うには、戸惑いや困難がある場合があります。そのため、スムーズな男性の家庭への参画を支援するための学習機会の提供が重要です。

- ⑤ **女性の職業能力開発及び女性起業家への支援に関する情報を収集・提供します。**  
(No. 36) …担当課 産業振興課
- 本市においても、様々な分野で活躍する女性が増えています。しかし、出産や子育て、介護等によって就業を中断する女性はまだまだ少なくありません。そのため、女性の再就職や起業に関する支援等を行っていくことが重要です。
- ⑥ **保育所入所待機児及び放課後児童クラブ待機児童の解消を図ります。**(No. 47・49)  
…担当課 子育て支援課
- 本市においても、女性労働者の年齢階層別の労働力率をグラフに表すと、30歳代前半を底とするM字型カーブを描き、多くの女性が結婚・出産・育児の期間は仕事をやめています。男女共同参画に関する市民意識調査によると、その中には、就業の継続や再就職を希望している女性も含まれていますが、就業できない理由の1つとして、安心して子どもを預けられる施設が不足していることが挙げられています。女性の社会参画促進と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めるために、保育所入所待機児及び放課後児童クラブ待機児童の解消への取り組みが重要です。
- ⑦ **福祉等に関する相談体制を充実させます。**(No. 65) 担当課 高齢者福祉課・子育て支援課・障害福祉課・福祉課
- 本市における男女共同参画を推進していくためには、就労・子育て・介護の問題がそれぞれ関係し合っており、各分野と関連性を持って施策を実施していくことが重要です。
- そのために、男女がともに参加できる子育て・介護環境の整備を総合的に進め、男女の自立を可能にする環境づくりを進めます。
- ⑧ **ドメスティック・バイオレンスの被害者に対して、関係機関との連携を図り、円滑な支援に努めます。**(No. 88) 担当課 総務課・市民相談室・市民課・保険年金課・福祉課・障害福祉課・子育て支援課・高齢者福祉課・健康増進センター・学校教育課・建築指導課
- 本市においても「ドメスティック・バイオレンス」という言葉の認知度は高くなっていますが、社会的には依然として認識が薄く、理解も不十分であり、被害が潜在化しやすい傾向にあります。
- 市の広報やパンフレット等において、相談窓口の周知等、支援に関する情報提供に努めることが重要です。